

## 由良町告示第59号

由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

由良町長 山名 実

## 由良町要綱第15号

### 由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金 交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入により由良町における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、和歌山県個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱（令和8年4月27日脱政第35号。以下「県交付要綱」という。）及び由良町補助金等交付規則（平成10年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱、県交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

#### (補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、和歌山県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援

事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した業者によって設置されるもので、次の各号に掲げるもののうち、別表に定める補助対象設備の要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備（自家消費型）
- (2) 蓄電池  
（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める補助対象者の要件に該当する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 由良町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員、同条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (3) 同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の交付を受けたことのある者
- (4) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして町長が判断する者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定めるとおりとする。

2 申請の受付は、会計年度ごとに町長が別に定める日を期限として先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

3 補助金の交付は、同一の住宅又は世帯につき、これまでに同種の設備において、和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の交付を受けていないことを条件とする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の着手)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後でなければ、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に着手（当該補助事業に係る契約締結又は工事着工のいずれか早い方の行為をいう。）してはならない。ただし、由良町が和歌山県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合であって、由良町からの補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合はこの限りでない。

(交付の条件)

第10条 規則第6条の規定より補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。

- ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）
  - イ 補助事業に要する経費の分配を変更（当該補助事業に要する経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
  - (5) 町長は、補助事業の完了によって補助対象者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限って、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象者に納付させることができること。
  - (6) 補助対象者は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
  - (7) 補助対象者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、町長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第6号様式）により報告しなければならないこと。
  - (8) 補助対象者は、補助対象設備の使用状況等に関する調査その他町長が必要と認める事項に協力しなければならないこと。

（変更の承認等）

第11条 第10条第3号ア又はイの規定により町長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第7号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければ

ならない。ただし、第12条の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この限りでない。

- 2 第10条第3号ウの規定により町長の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第12条 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第9号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付してあらかじめ町長に対し、提出しなければならない。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

（状況報告）

第13条 町長は、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第14条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める書類を添えて、補助事業の完了の日から60日を経過する日又は交付の決定のあった日の属する年度の3月末日（閉庁日の場合は閉庁日の前日）のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期等）

第15条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条の規定にする交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第16条 補助対象者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を第14条に準じて提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第17条 町長は、補助事業の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、同条第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象者が法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助対象者が、補助金を補助事業者以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき町長が処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

2 規則第20条ただし書きに規定する取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。

3 補助対象者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行おうとするときは、財産

処分承認申請書（別記第12号様式）を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 4 町長は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を町長に納付させることができるものとする。

（書類の整備保管）

第19条 補助対象者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第16条第2項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（指示等）

第20条 町長は、補助対象者に対し、必要な指示をし、報告を求め又は検査をすることができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表

(1) 太陽光発電設備（自家消費型）

<p>補助対象者 (第4条関係)</p>	<p>自ら所有し居住する町内の戸建ての専用住宅（以下「住宅」という。）に太陽光発電設備を設置する者</p>
<p>補助対象設備 (第3条関係)</p>	<p>(2) と同時に設置する太陽光発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2. ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 由良町の区域内に設置されるものであること。</li> <li>3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</li> <li>4 各種法令等に遵守した設備であること。</li> <li>5 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</li> <li>7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</li> <li>8 ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。</li> <li>9 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</li> <li>10 太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満のものであること。 なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満のものであること。</li> <li>11 既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレース）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、以下のa～dを満たすこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. リプレース後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること</li> <li>b. 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること</li> <li>c. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別</li> </ol> </li> </ol>

		<p>措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。</p> <p>d. 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。</p>
	補助金額 （第6条関係）	<p>次に掲げる単価に太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額又は350,000円のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>70,000円/kW</p>
添付書類	交付申請書 （第7条関係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書（別記第1号様式）</li> <li>2 自家消費計画書（別記第2号様式）</li> <li>3 （第9条のただし書に該当する場合）補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li> <li>4 収支予算書（別記第3号様式）</li> <li>5 補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書</li> <li>6 住民票の写し</li> <li>7 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）</li> <li>8 補助対象設備の配置図及び住宅の位置図</li> <li>9 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）</li> <li>10 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真</li> <li>11 （補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合）設備設置同意書（別記第4号様式）</li> <li>12 誓約書兼同意書（別記第5号様式）</li> <li>13 （由良町に口座登録がない場合）債権者登録兼口座振込申出書</li> <li>14 （由良町に口座登録がない場合）口座情報等が確認できる資料</li> </ol>
	実績報告書 （第14条）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績報告書（別記第10号様式）</li> <li>2 収支決算書（別記第11号様式）</li> </ol>

	関係)	3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 電力系統への連系内容が確認できる書類の写し
--	-----	--

(2) 蓄電池

補助対象者 (第4条関係)	住宅に蓄電池を設置する者
補助対象設備 (第3条関係)	<p>(1) の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2. ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 由良町の区域内に設置されるものであること。</li> <li>3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</li> <li>4 各種法令等に遵守した設備であること。</li> <li>5 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</li> <li>7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</li> <li>8 据置型（定置型）のものであること。</li> <li>9 20kWh以下のものであること。</li> <li>10 申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業で「蓄電システム登録済製品」として、公表しているものであること。</li> </ol>
補助金額 (第6条関係)	<p>次に掲げる単価に蓄電容量を乗じて得た額又は470,000円のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とする。）</p>

添 付 書 類	交付申請書 (第7条関 係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書 (別記第1号様式)</li> <li>2 収支予算書 (別記第3号様式)</li> <li>3 (第9条のただし書に該当する場合) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li> <li>4 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書</li> <li>5 住民票の写し</li> <li>6 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)</li> <li>7 補助対象設備の配置図及び住宅の位置図</li> <li>8 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様が分かるもの)</li> <li>9 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真</li> <li>10 (補助対象設備を設置する建物の所有者でない場合又は共有者がいる場合) 設備設置同意書 (別記第4号様式)</li> <li>11 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)</li> <li>12 (由良町に口座登録がない場合) 債権者登録兼口座振込申出書</li> <li>13 (由良町に口座登録がない場合) 口座情報等が確認できる資料</li> </ol>
	実績報告書 (第14条関 係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績報告書 (別記第10号様式)</li> <li>2 収支決算書 (別記第11号様式)</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li> <li>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し (内訳の記載があるもの)</li> <li>5 補助対象設備の保証書の写し</li> <li>6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真</li> <li>7 太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類</li> </ol>

別記第1号様式（第7条、第11条、第12条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

【個人用（太陽光発電設備（自家消費型）・蓄電池）】

申請者	氏名					
	住所	〒 -				
	電話番号 日中連絡可能なもの					
補助対象設備	設置場所 ※該当項目に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
			<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	※申請者住所と異なる場合は記入してください。 〒 -					
	太陽光発電設備 （自家消費型） ※本補助金を活用して設置する蓄電池と同時設置するものに限る。	※それぞれ記載	太陽電池モジュール		パワーコンディショナー	
		メーカー名				
		型番				
		合計出力 （小数点以下切り捨て）	(A)	kW	(B)	kW
		最大出力 (A) 又は (B) のいずれか低い方	(C)	kW		
		補助対象経費（税抜）	円			
補助金交付申請額 (C) × 7万円又は35万円のいずれか低い方 （千円未満切捨て）		,000 円				
発電量等の把握方法 （予定） ※該当項目に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> モニター	<input type="checkbox"/> WEB	<input type="checkbox"/> その他 （ ）			
蓄電池 ※本補助金を活用して設置する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備として設置するものに限る。	メーカー名					
	パッケージ型番					
	蓄電容量 （小数点第2位以下切り捨て）	(D)	kWh			
	補助対象経費（税抜）	(E)	円			
	価格/kWh (E) ÷ (D) （一円未満切上げ）	(F)	円/kWh			

	補助金交付申請額 (E) × 1/3 又は47万円のい ずれか低い方 ただし、(F) が14.1万円/kWhを 超える場合は、14.1万円/kWh× 1/3 × (D) 又は47万円のい ずれか低い方 (千円未満切捨て)		
	蓄電池の仕様の確認 (国実施要領別紙2の2.ア (イ)に定める仕様)	<input type="checkbox"/> 適合することを確認しました。 <small>※確認した場合は☑を付けてください。</small>	
事業期間予定年月日	着手予定	年 月 日	完了予定 年 月 日
設置事業者	説明会受講確認番号		
	名称		
	代表者氏名		
	所在地	〒      -	
	電話番号 <small>日中連絡可能なもの</small>		

自家消費計画書

氏名又は名称	
年間発電量見込 (A)	kWh
年間自家消費量見込 (B)	kWh
年間売電量見込	kWh
自家消費比率 (B) / (A)	%
過去1年間の電力使用量 ※新築の場合は記入不要	kWh
世帯人数	人

【必要添付書類】

1. 「年間発電量見込」の算定根拠となる資料
2. 「過去1年間の電力使用量」の算定根拠となる資料（※新築の場合は不要）

【留意事項】

1. 自家消費比率が30%未満の場合は、補助対象外となります。
2. 補助金の交付後、発電量、自家消費量及び売電量について報告を求める場合があります。
3. 自家消費比率の要件を達成できるよう、過度な規模の設置は控えてください。
4. 交付申請時に提出した内容から変更がある場合、実績報告時に改めて提出してください。

別記第3号様式（第7条、第11条、第12条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

収入の部

単位：円

区分	金額	備考
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

支出の部

単位：円

区分	金額	備考
工事費		
設備費		
業務費		
事務費		
その他		
消費税		
合計		

【備考】

補助対象設備ごとの内訳を備考欄に記載すること。

設備設置同意書

年 月 日

由良町長 様

同意者

〒 -

住 所

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名又は名称

\_\_\_\_\_ 印

電話番号

\_\_\_\_\_

私は、（所有・共有）する（建物・土地）に、申請者が次のとおり補助対象設備を設置すること及び由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金を申請することについて同意します。

1 申請者の氏名又は名称	
2 申請者の住所	〒 -
3 補助対象設備を設置する建物又は土地の所在地	〒 -
4 補助対象設備の種類 ※該当項目に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（自家消費型） <input type="checkbox"/> 蓄電池

誓約書兼同意書

私は、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意します。

なお、下記内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 由良町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条の暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。また、由良町が必要に応じて和歌山県警察本部に照会することに同意します。
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者までの者に該当しません。
- 3 同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の交付を受けたことがありません。
- 4 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- 5 法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、町長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第6号様式）により報告します。
- 6 補助対象設備の使用状況等に関する調査その他町長が必要と認める事項に協力します。
- 7 補助対象設備について、複数事業者から見積書を徴し、最も安価な製品を購入するよう努めました。
- 8 補助対象設備について、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものではありません。
- 9 太陽光発電設備（自家消費型）について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しません。
- 10 太陽光発電設備（自家消費型）について、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- 11 太陽光発電設備（自家消費型）について、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施します。
- 12 太陽光発電設備（自家消費型）について、発電した電力量の30%以上を自ら消費します。
- 13 蓄電池について、12.5万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めました。
- 14 上記のほか、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱の規定を遵守します。

年 月 日

由良町長 様

申請者住所

氏名又は名称

（申請者本人が自署又は記名押印してください。）

別記第6号様式（第10条関係）

自家消費量に関する報告書

年 月 日

由良町長 様

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付決定のあった由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業について、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第10条第8号の規定により、下記のとおり報告します。

補助事業の名称		由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業	
報告者	氏名又は 名称		連絡先
	住所		
補助対象設備の設置場所			
太陽光発電設備出力		kW	
報告期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
報告期間中の発電量	(a)	kWh	
報告期間中の自家消費量	(b)	kWh	
報告期間中の売電量		kWh	
報告期間中の自家消費比率		%	(b) ÷ (a) で計算

※発電量等の実績が確認できる書類を添付すること。

別記第7号様式(第11条関係)

由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

由良町長 様

申請者住所  
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定のあった由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
  - (1) 変更事業計画書(別記第1号様式)
  - (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
  - (3) 当該変更の内容を証する書類

別記第8号様式(第11条関係)

由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業中止(廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

由良町長 様

申請者住所  
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定のあった由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

記

中止(廃止)の理由

別記第9号様式(第12条関係)

由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

由良町長 様

申請者住所  
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定のあった由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池(等)導入支援事業補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円  
(既交付(決定)額 円)  
(変更増減額 円)
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
  - (1) 変更事業計画書(別記第1号様式)
  - (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
  - (3) 当該変更の内容を証する書類

事業実績報告書

【個人用（太陽光発電設備（自家消費型）・蓄電池）】

補助事業者	氏名					
	住所	〒 -				
	電話番号 日中連絡可能なもの					
補助対象設備	設置場所 ※該当項目に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> 土地	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
			<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	※申請者住所と異なる場合は記入してください。 〒 -					
	太陽光発電設備 (自家消費型) ※本補助金を活用して設置する蓄電池と同時設置するものに限る。	※それぞれ記載	太陽電池モジュール	パワーコンディショナー		
		メーカー名				
		型番				
		合計出力 (小数点以下切り捨て)	(A)	kW	(B)	kW
		最大出力 (A)又は(B)のいずれか低い方	(C)			kW
		補助対象経費(税抜)				円
補助金交付申請額 (C)×7万円又は35万円のいずれか低い方 (千円未満切捨て)					,000 円	
発電量等の把握方法 ※該当項目に☑を付けてください。	<input type="checkbox"/> モニター	<input type="checkbox"/> WEB	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
蓄電池 ※本補助金を活用して設置する太陽光発電設備(自家消費型)の付帯設備として設置するものに限る。	メーカー名					
	パッケージ型番					
	蓄電容量 (小数点第2位以下切り捨て)	(D)		kWh		
	補助対象経費(税抜)	(E)		円		
	価格/kWh (E)÷(D) (一円未満切上げ)	(F)		円/kWh		
	補助金交付申請額 (E)×1/3又は47万円のいずれか低い方 ただし、(F)が14.1万円/kWhを超える場合は、14.1万円/kWh×1/3×(D)又は47万円のいずれか低い方 (千円未満切捨て)				,000 円	

	事業期間年月日	着手 年 月 日	完了 年 月 日
設置事業者	説明会受講確認番号		
	名称		
	代表者氏名		
	所在地	〒 -	
	電話番号 日中連絡可能なもの		

別記第11号様式（第14条関係）

収支決算書

収入の部

単位：円

区分	金額	備考
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

支出の部

単位：円

区分	金額	備考
工事費		
設備費		
業務費		
事務費		
その他		
消費税		
合計		

【備考】

補助対象設備ごとの内訳を備考欄に記載すること。

別記第12号様式(第18条関係)

由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

由良町長 様

申請者住所  
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定のあった由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業に係る下記の財産を処分したいので、由良町個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱第18条第3項の規定により申請します。

記

1 対象設備

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の方法

4 処分の理由